



はちのへ のうぎょうだより

令和5年11月号 No.554

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。
〇八戸市ホームページ
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



令和5年度 農家座談会を開催します！

農家座談会では、開催地区ごとに困っていることや問題となっていることをテーマとして掲げ、地域の農家の皆さんと農業委員等と一緒に、地域主体の話し合いを行います。

この機会に、日頃の悩みなどを地域の皆さんで共有し、解決に向けて話し合いませんか。地域にお住まいの農家の方ならどなたでも予約なしでご参加いただけます。たくさんのご参加をお待ちしております。なお、テーマを設定しない地区では、農業に関する相談全般に対応します。

問 農業委員会事務局 ☎ 43-9164

日時		地区	会場	テーマ
12/14(木)	13:00	中沢	南郷事務所 大会議室 ☎82-2111	・遊休農地解消について ・鳥獣対策について
12/15(金)	10:00	下長	下長市民センター集会室 ☎28-8863	・農家よろず相談会
12/16(土)	14:00	是川	是川公民館 講座室2 ☎96-1219	・農家よろず相談会
12/19(火)	10:00	市川	市川公民館 図書室 ☎52-2319	・農家よろず相談会
12/20(水)	13:30	豊崎	瑞豊館 生活研修室 ☎23-2618	・耕作放棄地対策について ・豊崎地区に有利な作物は何か？
12/21(木)	10:00	大館 南浜	大館公民館 和室(大) ☎25-3331	・農地相談 ・鳥獣被害対策について ・農家よろず相談会
12/22(金)	13:30	館	館公民館 和室1・2 ☎27-5431	・借り手のない畑の今後の耕作について ・農家よろず相談会
1/14(日)	14:00	島守	南郷公民館 緑分館 和室 ☎82-3385	・農家よろず相談会
1/18(木)	10:00	上長	上長公民館 和室 ☎23-3237	・地元の農地問題について ・農家よろず相談会



基盤整備の話
聞きたい！



農地を貸したい
場合の手続は？



何か活用できる
事業はある？



新人委員さんをご紹介します！①



令和5年の委員改選に伴い、今期から新たに農業委員になられた方をご紹介します。

◆質問内容◆

- ①現在、どのような農産物を栽培(飼育)していますか？
- ②農業以外の趣味や楽しみにしていることは？
- ③農業委員としての意気込みを一言、お願いします！



よろしく
お願いします！



さかした くにお
坂下 国男 委員
(南郷・島守地区)

- ①葉たばこ、水稻
- ②山登りと温泉巡り
- ③各委員と協力し、地域農業の発展のために努力したいです。



とだて まさひろ
外館 政博 委員
(南郷・島守地区)

- ①水稻(あきたこまち)
- ②船釣り、岸壁釣り
- ③自分のできることを精一杯努めます。



さかもと としゆき
坂本 俊之 委員
(南郷・島守地区)

- ①ワイン用ぶどう、水稻
- ②釣り
- ③地域の農業活動に少しでも役に立てればと思っています。



主催者を代表して挨拶する籠田会長

去る8月24日、新郷村都市農村交流センター美郷館において、令和5年度三八地区農業委員会大会が行われ、三八地区の農業委員、農地利用最適化推進委員約150名が出席しました。

大会の議案審議では、第1号議案「中山間地域における持続可能な農業に関する要請」として、小規模農家を始めとする中山間地域の農業所得向上、地域条件に応じた小規模基盤整備事業の創設、条件不利地域で小規模農家が活用できるスマート農業の推進、導入等の支援策を講じることが提案されました。

令和5年度 三八地区農業委員会大会



猛暑の中でのガンバロー三唱

また、第2号議案では「新規就農者への助成拡充に関する要請」として、新規就農者の増加を図ると共に、継続して営農活動が出来るための適切な支援や、経営安定を図るために農業知識を学習する機会を得ることが出来る支援等を講じることが提案され、審議の結果、全ての議案が原案のとおり承認されました。

最後に、今回の大会で承認された要請事項の早期実現に向け、出席者全員でガンバロー三唱を行い、一致団結して取り組んでいくことを誓いました。

～農業経営振興センターからのお知らせ～

収入保険制度を活用しましょう！

収入保険制度とは、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する制度です。

◆加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

※現行は、加入申請時に青色申告実績が1年以上あれば加入できます。令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告実績で加入できるようになります。

◆保険期間

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間



◆補償内容

保険期間の農産物の販売収入が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

※基準収入は、過去5年間の平均収入を基本に、保険期間の営農計画を考慮して設定されます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

◆収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

※保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があり、積立金は補てんに使わなければ翌年に持ち越されます。また、保険料と積立金は分割払（最大9回）ができます。

◆新たな補償タイプ

加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプとして、保険のみで9割まで補償するタイプを令和6年から実施できるようになります。

※積立金については、税制上、預け金のため経費とすることができませんが、保険料については経費として損金算入できるため、所得税・法人税軽減の選択肢となります。

◆付加保険料(事務費)の割引

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約で契約を更新した方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

◆無利子のつなぎ資金

収入保険の補てん金の支払は、保険期間終了後になりますが、保険期間であっても、自然災害や価格低下等により、補てん金の受取が見込まれる場合、無利子のつなぎ資金を活用することができます。

～加入申請や補償内容など、詳しいことはこちらへお問い合わせ下さい～

青森県農業共済組合南部支所（十和田市大字三本木字里ノ沢 1-47） ☎ 0176-22-8101

八戸市農業経営振興センター ☎ 0178-27-9163

編集発行 令和5年11月号 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市農業委員会(TEL 43-9164) 印刷部数3,100部

農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「eMAFF 農地ナビ」をご覧ください。ただか、農業委員会までお越しください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

問 農業委員会 ☎43-9448

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (m ²)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	長苗代	二分谷地	16-1	田 (農用地)	1,983	応相談
②	南郷市野沢	馬場瀬	7-1	畑 (農用地)	1,367	応相談

のうぎょうだより9月号に掲載しておりました、7月14日の任期満了をもって退任された農地利用最適化推進委員に記載漏れがありましたので、おわびして訂正させていただきます。

長い間、本市の農業振興にご尽力いただき、誠にありがとうございました。

■退任された
農地利用最適化推進委員
○田中 忠一 推進委員
(豊崎地区・在職3期)



農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

○発行日 毎週金曜日
○購読料 月額700円 (送料、税込み)

<お申込み先> 農業委員・農地利用最適化推進委員 農業委員会事務局へどうぞ。

編集後記

早いもので、今年も残すところあと2か月を切りました。毎年12月に京都の清水寺で、今年の世相を漢字一文字で表す「今年の漢字」が発表されますが、今年はズバリ「暑」ではないでしょうか？異常な暑さで高温障害に見舞われた農家さんもいれば、作物によっては甘味が増して例年よりおいしく実ったという農家さんもあり、影響はさまざまだと思います。来年は農家の皆さんにとって「実」多く「豊」な1年になりますように！ のうぎょうだより担当 柏村

農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書(土地)	法務局(登記所)
③公図	法務局(登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書(耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448
農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4.5条 (30a以下)	4.5条 (30a超)
11月	11/13-11/20	12/18	1/5
12月	12/11-12/20	1/18	2/6
1月	1/11-1/19	2/19	3/6

※他法令との調整等により、変更となる場合があります。農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
11月	11/6	11/15	11/20	11/30
12月	12/5	12/15	12/20	12/27
1月	1/5	1/15	1/22	1/31

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。